



右京区役所 ☎861-1101 (代表)
〒616-8511 右京区太秦下刑部町12番地
<http://www.city.kyoto.lg.jp/ukyo/>

右京区役所 検索

区役所からのお知らせを発信しています。
「おこしやす! 区長の部屋へ」更新中!
「右京ファンター」コーナーもご利用ください。

9月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 ³⁰	24 ³¹	25	26	27	28	29

ご来庁の際は、公共交通機関をご利用ください。



市政情報総合案内コールセンター
京都いつでもコール

受付時間 午前8時～午後9時(年中無休)
☎ 661-3755、FAX 661-5855
電子メール (以下のホームページから)
パソコン <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html>
携帯電話 <http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/>

税

■長期優良住宅に係る固定資産税の減額制度について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅で、平成24年3月31日までに一定の要件(床面積要件等)を満たし新築された場合、新たに課税される年度から5年度分(3階建以上の耐火建築物又は準耐火建築物は7年度分)の固定資産税について、床面積120㎡までに相当する部分の税額が2分の1減額されます。新築された年の翌年の1月31日までに必要書類とともに申告が必要となりますので、固定資産税課までご相談ください。

お問合せ 固定資産税課 ☎861-1976

福祉・健康

■児童扶養手当・特別児童扶養手当の制度について

◆児童扶養手当

父母の離婚などにより、父(又は母)と生計を同じくしていない児童の母(又は父)や、父(又は母)に一定の障害のある児童の母(又は父)、又は母に代わってその児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

なお、昭和60年8月1日から平成10年4月1日の間に支給要件に該当された方は請求できません(父子家庭の父を除く)。

18歳に到達以後最初の3月31日までの児童(中程度以上の障害がある場合は20歳未満)が対象です。

手当額(月額)は、前年の所得額と手当対象児童数に応じて支給額が決まります。

◆特別児童扶養手当

中程度以上の知的・精神・身体障害のある児童を家庭で養育している父母、又は父母に代わってその児童を育てている人に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

20歳未満の児童が対象です。

手当額(月額)は、障害の程度に応じて支給額が決まります。

※両手当は、請求された月の翌月分から支給されますが、所得が一定以上ある場合は支給停止となり、児童が児童福祉施設などに入所している場合などは、支給されません。

お問合せ

支援課 児童扶養手当担当 ☎861-1437

特別児童扶養手当担当 ☎861-1451

■国民健康保険(国保)加入の届出は14日以内に

職場の健康保険、又は国保組合などに加入されている方、また、生活保護を受けている方及び後期高齢者医療にご加入の方以外の方は、国保に加入しなければなりません。次の事由に該当したときは、14日以内に国保加入

の届出をしてください。

- (1)他の市町村から転入したとき
- (2)退職などで、職場の健康保険や国保組合をやめたとき
- (3)生活保護を受けなくなったとき
- (4)国保の加入者に子どもが生まれたとき

※必要書類については届出前に保険年金課へお問い合わせください。

※加入の届出が遅れても、保険料はさかのぼって(最長2年)ご納付いただくこととなります。また、その間の医療費は原則として全額自己負担となりますのでご注意ください。

お問合せ 保険年金課 ☎861-2032

京北出張所 福祉担当 ☎0771-52-1815

■10月から国民健康保険の保険料の特別徴収が開始される方へ

対象となる方には、7月に特別徴収の開始通知をお送りしています。

特別徴収となる方でも、口座振替により確実に納付していただける方は、金融機関と保険年金課へのお申し出により口座振替による納付に変更できます。ご希望の方は、金融機関などで口座振替をお申込みのうえ、保険年金課へ納付方法の変更をお申し出ください。

変更までには、お申し出後、3～4箇月かかります。

お問合せ 保険年金課 ☎861-2032

■秋の急性灰白髄炎(ポリオ)予防接種のお知らせ(無料)

対象者 生後3月から生後90月(7歳6箇月)までの乳幼児

場所・日時

◆右京保健センター

10月4日、10月7日、10月11日、10月14日、10月21日、10月25日、10月28日
いずれも13時30分～15時

◆京北出張所

10月5日 10時～11時

※2回接種しないと十分な効き目がありません。今回初めて接種される方は、来年の春にもう一度接種してください。

※対象者にはお知らせしています。まだ2回接種されていない方で、今回お知らせが届いていない場合は、保健センターにお問い合わせください。

※ポリオの予防接種を受けると、27日間他の予防接種を受けることができません。

D P T(三種混合)第1期初回接種については、20日～56日という定められた間隔で3回接種する必要があります。そのため、今回ポリオの予防接種を受けることによりD P T予防接種の間隔が56日より空いてしまう場合には、D P T予防接種を優先し、ポリオの予防接種は来年の春に受けるようにしてください。

お問合せ 健康づくり推進課 成人保健・医療担当 ☎861-2177

京北出張所 保健担当 ☎0771-52-1816

■献血にご協力ください

9月29日 嵯峨野小学校

10月17日 太秦自治会館

いずれも 10時～12時、13時～15時

お問合せ 健康づくり推進課 ☎861-2176

■胸部(結核、肺がん)検診、大腸がん検診

9月21日 旧水尾小学校 10時30分～11時

宕陰小学校 13時30分～14時30分

9月30日 安井小学校

10月5日 高雄小学校

10月12日 山ノ内小学校

上記3校はいずれも 14時～15時30分

お問合せ 健康づくり推進課 成人保健・医療担当 ☎861-2177

■乳幼児歯科相談(無料・予約制)

日時 10月11日 8時45分～10時

場所 サンサ右京2階 右京保健センター

お問合せ 健康づくり推進課 母子・精神保健担当 ☎861-2179

暮らし

■行政相談(無料)

10月は、行政相談週間です。国などの業務に関する相談に総務大臣から委嘱された相談委員が応じています。お気軽にご相談ください。

◆10月4日(火)13時30分～16時

右京区役所まちづくり推進課相談室

◆10月19日(水)9時～12時

京北出張所1階会議室

お問合せ 京都行政評価事務所 ☎211-1100

■やまごえ温水プール「体育の日」無料開放

日時 10月10日(祝・月)体育の日9時～12時、13時30分～16時30分の入れ替え制

お問合せ やまごえ温水プール ☎861-7647

文化

■右京中央図書館

平日 10時～20時30分

土日祝 10時～17時(火曜日休館)

特集コーナー

9月 「災害から身を守る」、「京の花鳥風月」

10月 「読書週間」、「京の芸能」

お問合せ 右京中央図書館 ☎871-5336

■移動図書館 こじか号



9月24日(土) 10時半～12時 京北合同庁舎前

10月3日(月) 11時～11時40分 西京極小学校
13時～13時40分 葛野小学校

5日(水) 13時10分～13時40分

嵯峨小学校

6日(木) 13時～13時50分 高雄小学校

14日(金) 10時10分～10時25分

水尾柚子茶屋駐車場

10時45分～11時

愛宕ゆうこうの郷

11時10分～11時40分

宕陰小・中学校

お問合せ 移動図書館 ☎801-4196